

建設教育訓練助成金（技能実習・経費助成・賃金助成）のご案内

対象技能講習

- ・車両系建設機械運転（整地・運搬・積込み用及び掘削用）・不整地運搬車運転・高所作業車運転

◎経費助成金概用

事業主（雇用保険料率1,000分の18.5 平成22年4月～）が受講料費用を負担してその雇用する建設労働者に受講させる場合受講料（税引額）の70%が助成されます。

（労働者本人が受講料を負担した場合は助成を受けられません。）

◎賃金助成金概用

事業主が雇用保険の被保険者である受講生に受講期間中に賃金を支払った場合、事業主に1日7,000円が助成されます。

《申請手続きの流れ》

申請書及び記載例は、青森労働局ホームページより取り出してください。

アドレス <http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

下記の順番にクリックしてください。

- ① [助成金について](#)
- ② [各種助成金（厚生労働省ホームページ）](#)
- ③ [事業主の方への給付金のご案内（総合案内）](#)
- ④ [その他給付金](#) → [中小企業のための各種給付金](#)
- ⑤ [建設労働者の雇用改善・能力開発](#) → [申請関係書類ダウンロード](#)

講習修了後2ヶ月以内に申請書に必要な書類を添付のうえ、下記へ申請して下さい。

〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎7階
青森労働局職業対策課
TEL 017-721-2003

※労働局へ申請する前に、講習機関（建災防青森県支部）の証明印が必要です。

郵送により建設業労働災害防止協会青森県支部の証明を受けたい場合は、返信用の封筒（貴社の住所・社名を書き、切手を貼ったもの）を同封してください。

講習機関 〒030-0822 青森県安方二丁目9-13 青森建設会館1階
建設業労働災害防止協会青森県支部
担当 飯田 宛
TEL 017-773-6200